

別表1(第2条第1号、第2条第2号関係)

対策地区（下線部分は、重点対策地区）

| 区名   | 町丁目  |
|------|--|
| 淀川区  | 新高1丁目(3番、4番(歌島豊里線以北、服部十三線(国道176号線)以東))、新高3丁目、西三国1～3丁目、西三国4丁目(3番の一部、4～10番)、西宮原2丁目(2～6番)、西宮原3丁目、三国本町2～3丁目  |
| 旭区   | 今市1～2丁目、大宮1丁目(2～7番、14～19番(市道(柳通)以北))、大宮2～4丁目、清水1～3丁目、新森1～5丁目、千林1～2丁目、高殿7丁目、中宮1丁目(12～14番(阪神高速守口線以東、市道(柳通)以北))、中宮2丁目(20～25番(阪神高速守口線以東))、中宮3丁目(13～17番(阪神高速守口線以東))、中宮4丁目(13～15番(阪神高速守口線以東))、森小路1～2丁目   |
| 都島区  | 東野田町5丁目、都島中通1～3丁目、都島本通3～5丁目、都島南通1丁目(21番、22番(都島東野田線以東))、都島南通2丁目   |
| 福島区  | 海老江2～8丁目、大開1～2丁目、玉川3丁目(3～11番(中央卸売市場北側市道以北))、玉川4丁目、野田2丁目(2～24番(中央卸売市場北側市道以北))、野田3丁目、野田5丁目、野田6丁目(1～4番)、吉野2～4丁目   |
| 鶴見区  | 今津中1丁目(6番、9番(片町徳庵線以南、今津中学校西側市道以西))、今津南1丁目(1番、3番、5番、7番、8番(今津中学校西側市道以西))、放出東2丁目(4～8番、17～21番(片町徳庵線以南))、放出東3丁目(2番、3番、6～33番(JR片町線(学研都市線)以北))  |
| 城東区  | 今福西1～2丁目、今福南1～2丁目、蒲生3～4丁目、新喜多2丁目(4～6番(JRおおさか東線以東))、 <u>鴫野東3丁目</u> 、成育1丁目(1～3番(京阪本線以西))、成育3～5丁目、 <u>天王寺</u> 、中浜1～3丁目、野江1丁目(1～11番、12番の一部、13、14番(京阪本線以西))、野江2～4丁目、東中浜1～9丁目  |
| 東成区  | 大今里1～4丁目、大今里西1～2丁目、 <u>大今里西3丁目</u> 、大今里南1～5丁目、大今里南6丁目(1～3番、6～8番、10～13番、15～18番、20～27番(新庄大和川線(内環状線)以西))、神路1丁目(7～15番(築港深江線(中央大通)以南))、神路2～4丁目、玉津1～2丁目、 <u>玉津3丁目</u> 、中道2丁目、中道4丁目、中本1～5丁目、東今里1～3丁目、 <u>東小橋3丁目</u> (15～20番(岩崎橋今里線(千日前通)以南))、東中本1～3丁目、深江北1丁目(2～17番(築港深江線(中央大通)以南))、深江南1丁目   |
| 生野区  | <u>生野西1～4丁目</u> 、 <u>生野東1～4丁目</u> 、勝山北1～2丁目、 <u>勝山北3～5丁目</u> 、 <u>勝山南1～4丁目</u> 、 <u>舍利寺1～3丁目</u> 、小路1～3丁目、小路東1～6丁目、新今里1～7丁目、田島1～5丁目、巽北1～4丁目、巽西1～4丁目、 <u>鶴橋1～5丁目</u> 、中川1～6丁目、 <u>中川西1～3丁目</u> 、中川東1～2丁目、 <u>林寺1丁目</u> 、 <u>林寺2丁目</u> (1～16番、17番の一部、18番(生野線以北))、林寺2丁目(17番の一部、19～27番(生野線以南))、 <u>林寺3丁目</u> 、林寺4丁目、 <u>林寺5丁目</u> 、林寺6丁目、桃谷1丁目、桃谷2丁目(1～4番、5番の一部、6～28番(生玉片江線以南))、 <u>桃谷2丁目</u> (5番の一部(生玉片江線以北))、 <u>桃谷3～5丁目</u> |
| 天王寺区 | 上之宮町、上本町7丁目(1番、4番(東野田河堀口線(上町筋)以東))、上本町8丁目(1番、4番、5番、9番(東野田河堀口線(上町筋)以東))、上本町9丁目(1番、4番、5番(東野田河堀口線(上町筋)以東))、勝山4丁目(2番、3番、5番、6番(勝山通線(勝山通)以北))、鳥ヶ辻1～2丁目、北河堀町(4～10番(東野田河堀口線(上町筋)以西))、北山町、小宮町、細工谷1丁目(4～10番(生玉片江線以南))、細工谷2丁目、 <u>下味原町</u> 、真法院町、大道1丁目(6～14番(芦原杭全線以南))、堂ヶ芝1丁目、堂ヶ芝2丁目(2～18番(生玉片江線以南))、 <u>東上町</u> 、悲田院町(1～7番(玉造筋以北))、堀越町、松ヶ鼻町  |

|      |  |
|------|--|
| 大正区  | 三軒家西1丁目(5~27番(JR環状線以南))、三軒家西2~3丁目  |
| 阿倍野区 | 旭町1丁目(2~6番(尼崎平野線以南、金塚南北線以西))、阿倍野筋4丁目(1~17番)、 <u>阿倍野筋4丁目(18~24番)</u> 、 <u>阿倍野筋5丁目(1~9番)</u> 、 <u>阿倍野筋5丁目(10~13番)</u> 、 <u>阿倍野元町(1~2番(木津川平野線(松虫通)以北))</u> 、王子町1~4丁目、 <u>共立通1~2丁目</u> 、三明町1~2丁目、昭和町1~5丁目、 <u>天王寺町北1丁目(1~5番、6番の一部、7~10番(天王寺吾彦線以東))</u> 、 <u>天王寺町北2~3丁目</u> 、 <u>天王寺町南1丁目(1番)</u> 、天王寺町南1丁目(2~7番)、 <u>天王寺町南2丁目(1番、2番、5番、6番)</u> 、天王寺町南2丁目(8~26番)、 <u>天王寺町南3丁目(1番)</u> 、天王寺町南3丁目(4~12番)、長池町、播磨町1丁目(1~22番(柴谷平野線(南港通)以北))、阪南町1~4丁目、阪南町5丁目(1~22番(柴谷平野線(南港通)以北))、美章園1~3丁目、文の里1~4丁目、 <u>松虫通1丁目(1~12番(木津川平野線(松虫通)以北))</u> 、 <u>松虫通2丁目</u> 、 <u>松虫通3丁目(1~4番、8番(木津川平野線(松虫通)以北))</u> 、 <u>丸山通1~2丁目</u> 、桃ヶ池町1~2丁目 |
| 西成区  | 旭1~3丁目、 <u>岸里1丁目</u> 、岸里2~3丁目、岸里東1~2丁目、北津守3丁目(1番の一部(尼崎堺線(新なにわ筋)以東))、北津守4丁目(1~2番(尼崎堺線(新なにわ筋)以東))、山王1丁目(2~8番、10~16番(尼崎平野線以南))、山王2~3丁目、潮路1~2丁目、 <u>聖天下1~2丁目</u> 、千本北1~2丁目、千本中1~2丁目、千本南1~2丁目、太子1丁目(2番、3番、6~13番、15番(尼崎平野線以南、堺筋線以東))、太子2丁目(2~4番(堺筋線以東))、橘1~3丁目、玉出中1~2丁目、玉出西1~2丁目、玉出東1丁目(1~11番(堺筋線(阪堺線)以西))、玉出東2丁目(2~5番、10~15番(堺筋線(阪堺線)以西))、津守1丁目(1~6番(尼崎堺線(新なにわ筋)以東))、津守2丁目(1~6番(尼崎堺線(新なにわ筋)以東))、鶴見橋1~3丁目、出城3丁目、 <u>天下茶屋1~3丁目</u> 、 <u>天下茶屋北1丁目(1~3番、5~6番(堺筋線以東))</u> 、 <u>天下茶屋東1~2丁目</u> 、長橋1~3丁目、中開3丁目、梅南1~3丁目、花園北1丁目(2~10番(尼崎平野線以南))、花園北2丁目、 <u>花園南1~2丁目</u> 、松1~3丁目、南津守1丁目、南開2丁目                                     |
| 平野区  | 平野上町1~2丁目、平野東1~3丁目、平野本町1~5丁目   |
| 東住吉区 | 今川1丁目、今川4丁目、今川7丁目、今林1丁目(1番(森小路大和川線(今里筋)以西))、北田辺1~6丁目、杭全1~5丁目、桑津1~5丁目、駒川1~5丁目、住道矢田1~4丁目、鷹合1~4丁目、田辺1~6丁目、照ヶ丘矢田1~4丁目、中野1丁目、中野3丁目、西今川1~4丁目、針中野1~4丁目、東田辺1~3丁目、南田辺1丁目、山坂1~3丁目、湯里1~2丁目、湯里4~5丁目  |
| 住吉区  | 上住吉1~2丁目、沢之町1丁目(10番、11番(長柄堺線(あべの筋)以西))、清水丘1~3丁目、墨江1~4丁目、住吉1~2丁目、千躰2丁目、帝塚山中1~5丁目、帝塚山西1丁目(1番の一部、2~14番(柴谷平野線(南港通)以南))、帝塚山西2~4丁目、帝塚山東1~5丁目、殿辻2丁目、長峡町、万代2~6丁目、東粉浜1~3丁目  |
| 住之江区 | 安立1~4丁目、粉浜1~3丁目、粉浜西1~3丁目、住之江1~3丁目、中加賀屋1~3丁目、中加賀屋4丁目(1番、2番、5番、6番(市道(住吉川小学校南側)以北))、西加賀屋1~3丁目、西加賀屋4丁目(1~3番、5~7番(市道(住吉川小学校南側)以北))、西住之江1~2丁目、浜口西1~2丁目、浜口東1~3丁目、東加賀屋1~4丁目、御崎1丁目、御崎3丁目  |

**別表2（第2条第6号、第2条第8号、第2条第9号関係）**

**補助事業の要件**

**(1) 老朽木造住宅の要件、補助対象となる面積等**

|        |   |
|--------|---|
| 対策地区   | 対策地区内の狭あい道路に面する敷地に存する昭和25年以前に建築された木造住宅であると証明されたもの。<br>ただし、昭和26年以降に増築または改築された部分は補助の対象としない。   |
| 重点対策地区 | 重点対策地区内の敷地で昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅であると証明されたもの。<br>ただし、法第42条に規定する道路に2m以上接していない敷地に存する昭和26年以降に建築された木造住宅、昭和26年以降に建築された道路中心より2mの範囲に存する木造住宅の部分又は、昭和56年6月1日以降に増築若しくは、改築した部分は補助の対象としない。  |
| その他    | 当該木造住宅が、以下のすべてを満たすこと。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産（家屋）評価証明書（以下「評価証明書」という。）により補助の要件となる建築年及び補助対象面積が証明されたもの。なお、木造住宅で評価証明書に建築年の表記がない場合、評価証明書に代わる閉鎖登記簿謄本等において、昭和25年以前又は昭和56年5月31日以前の建築が確認できれば補助事業の要件を満たしたものとする。</li> <li>・差押処分、仮差押処分、処分禁止の仮処分を受けていないこと。</li> <li>・大阪市営・大阪府営・都市再生機構・公社住宅等の公的事業主体が所有又は管理する住宅でないこと。</li> <li>・法第9条若しくは第10条又は空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条に規定する措置が命じられていないものであること。</li> </ul> |

**(2) 補助事業者の要件**

|      |  |
|------|--|
| 納税状況 | 補助事業者及び補助事業者と同一世帯の建物所有者について、大阪市における以下の税の滞納がないこと。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・個人にあっては個人市民税、法人にあっては法人市民税</li> <li>・所有する全ての土地・家屋に係る税（固定資産税・都市計画税）</li> </ul> |
|------|--|

別表3 様式及び添付書類一覧

| 補助金交付申請書  | 様式1     |  |
|---|---------|--|
| 委任状（代理人）  |         | ・代理人を定める場合   |
| 補助事業者が、建物所有者又は土地所有権等を有する者の配偶者又は一親等内の親族であることを証する公の書類 |         | ・補助事業者が、建物所有者又は土地所有権等を有する者の配偶者又は一親等内の親族である場合   |
| 補助事業者一覧   | 様式1－2   | ・補助事業者が複数の場合<br>・代表申請者を除く全員の委任状を添付すること   |
| 委任状（代表申請者を除く全員）                                     | 様式1－3   |  |
| 納税証明書（市民税、固定資産税及び都市計画税）                             |         | ・補助事業者が複数の場合は全員の納税証明書が必要<br>・補助事業者と同一世帯の建物所有者がいる場合、建物所有者全員の納税証明書が必要<br>・市民税が非課税の場合、課税（所得）証明書を添付すること<br>・別表2（2）に記載のもの |
| 除却建物一覧  | 様式1－4   | ・除却する建物全てを棟ごとに記入すること   |
| 固定資産（家屋）評価証明書                                       |         | ・棟明細の表記があり、建築年、共有者氏名が付記されていること<br>・登記簿上の所在と異なる場合は、登記簿上の所在が付記されていること  |
| 登記事項証明書・登記簿謄本（建物）                                   |         | ・申請に係る除却建物全てにかかるもの<br>・土地所有者が申請する場合は、登記事項証明書・登記簿謄本（土地）を添付すること  |
| 承諾書（建物の除却について）                                      | 様式1-5-1 | ・補助事業者以外に建物所有者がいる場合<br>・補助事業者を除く建物所有者全員の承諾書と印鑑登録証明書を添付すること<br>・必要事項が記入されている場合は様式によらなくともよい                            |
|   | 様式1-5-2 | ・土地所有権等を有する者の配偶者又は一親等内の親族が補助事業者になる場合<br>・必要事項が記入されている場合は様式によらなくともよい  |
| 位置図   |         | 除却する建物、敷地、狭あい道路等の位置等を示すこと  |
| 除却建物の外観写真   |         | 1棟あたり2方向   |
| 誓約書   | 様式1－6   |  |
| 交付申請額内訳書（対策地区）                                      | 様式1－7   |  |
| 交付申請額内訳書（重点対策地区）                                    | 様式1－8   |  |
| 見積書   | 様式1－9   | ・必要事項が記入されている場合は様式によらなくともよい  |
| 工事に未着手であることを証する書類                                   |         | ・第6条第1項ただし書の規定に基づき補助金交付申請を行う場合   |
| その他申請に必要と認める書類                                      |         |  |
| 補助金交付決定通知書  | 様式2     |  |

|                            |        |  |
|----------------------------|--------|--|
| 工事着手届                      | 様式2－1  | ・第9条第2項の規定に基づいて工事に着手した場合   |
| 補助金不交付決定通知書                | 様式2－2  |  |
| 補助金交付申請取下届                 | 様式3    |  |
| 補助金交付申請取下承認通知書             | 様式4    |  |
| 補助金交付変更承認申請書               | 様式5    |  |
| 交付申請額内訳書（対策地区）             | 様式5－2  |  |
| 交付申請額内訳書（重点対策地区）           | 様式5－3  |  |
| 変更承認に必要な書類等（変更内容が確認できる書類等） |        |  |
| 変更部分の工事に未着手であることを証する書類     |        | ・第10条第1項イに基づき申請する場合  |
| その他申請に必要と認める書類             |        |  |
| 補助金交付変更承認通知書               | 様式6    |  |
| 補助事業廃止承認申請書                | 様式7    |  |
| その他申請に必要と認める書類             |        |  |
| 補助事業廃止承認通知書                | 様式8    |  |
| 不承認通知書                     | 様式9    |  |
| 交付決定取消通知書                  | 様式10   |  |
| 除却完了報告書                    | 様式11   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請額が変更となる場合は、事前に補助金交付変更承認申請を行うこと</li> </ul>  |
| 除却整地工事請負契約書等の写し            |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業者が補助事業にかかる工事契約をしていることが確認できるもの</li> </ul>   |
| 完成写真                       |        |  |
| 除却整地工事費の支払いを証する書類          |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・領収書及びその他支払いを証明する書類</li> </ul>  |
| 領収書等遅延理由書                  | 様式11－2 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・領収書遅延理由書を提出する場合は、請求書の写しを添付すること</li> <li>・補助金請求の際に工事費の支払いを証する書類（領収書及びその他支払いを証明する書類）を添付すること</li> </ul> |
| その他申請に必要と認める書類             |        |  |
| 補助金の額の確定通知書                | 様式12   |  |
| 請求書                        |        |  |
| その他申請に必要と認める書類             |        |  |
| 補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書     | 様式13   |  |
| 補助金返還請求書                   | 様式14   |  |

※ 原本の写しの提出を可とする。ただし、当該書類に疑義が生じた場合はその原本の提示を求めることがある。  
なお、写しと表記があるものについては、写しのみとする。